

## 森林整備の推進及び木材の利活用について

### 【経済部会】

本年度までの森林づくり県民税活用事業は、国の補助基準をベースとした私有林整備事業への上乗せ補助となっており、里山整備には一定の効果をあげている。

しかし、国は搬出間伐へ大きくシフトしており、長野県には急峻な山が多く、そうした人工林等を抱える地域においては、集約化と搬出間伐が非常に困難な状況にあり、私有林及び公有林ともに森林整備が進まない状況にある。

搬出間伐を促進させるためには、作業道の整備が不可欠であり、また、搬出された木材を活用する製材工場が小規模分散的なため、木材の利用も進まない状況にある。さらに、間伐材のバイオマス利用促進も推進していく必要がある。

一方、森林整備の遅れは、災害はもとより有害鳥獣の個体数増加の温床となり、森林及び農作物への被害を増加させる原因となることが懸念される。

加えて、平成22年「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が公布され、低層の公共建築物については原則として全て木造・木質化を図るとした方針が示されたが、木造公共建築物の整備等における交付金が大幅に削減され、予算編成との間に矛盾が生じている。

このような状況を踏まえ、引き続き次の事項について国に働きかけるほか、県においても適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 集約化及び搬出間伐が困難な急峻な山林における切り捨て間伐については、引き続き次年度以降実施される森林づくり県民税において、私有林については、一定面積を確保することができたが、公有林についても切り捨て間伐を促進できるよう活用事業枠を新設すること。
- 2 国においては、森林を間伐する際、一定量の木材を搬出することが補助要件となったが、長野県には急峻で搬出の困難な森林も多いため、状況に応じ、従来どおり切り捨て間伐単独でも国庫補助対象とするよう国へ働きかけること。

- 3 搬出間伐を促進させるため、作業道の整備はもとより、搬出された木材の製材・販売等における施設整備及びサプライチェーンの構築、バイオマスエネルギーとして活用可能な間伐材の利活用を行い、県産材の地産地消を積極的に行うこと。
  
- 4 木造及び木質化による公共建築物の推進は、県土の約8割を森林が占める長野県において、林業・木材産業の活性化や森林保全など、様々な波及効果が期待できるため、今後においても保育所などの公共建築物等における木材の利用促進を図るため、国に対して積極的な予算化を働きかけること。